

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N519
2014・5・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131(代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

神奈川支部特集

- 連続講座「改憲問題を考える」—第3弾の報告……………石畑晶彦
【座談会】今の時代にどうやって憲法を伝えるか？
—太田啓子弁護士のアプローチ……………太田啓子・折本和司・中瀬奈都子
福島原発被害者支援かながわ弁護団の活動報告……………黒澤知弘
最低賃金裁判の現状と課題……………田渕大輔
横浜に来たのなら……………太田伊早子
覚せい剤密輸事件・最高裁決定……………小林徹也
—裁判員裁判における無罪判決を覆した不当な高裁判決を維持
【新刊】旧刊 書評『法廷で裁かれる日本の戦争責任』……………柿沼真利
冤罪被害当事者、支援者・団体による法制審特別部会への共同要請行動……………立松 彰
—法律家3団体も共同参加

第67期7月集会へのご支援のお願い

□法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」に対する法律家3団体共同の要請書



東京・鯉のぼりフェスタ

神奈川支部特集

連続講座「改憲問題を考える」

第三弾の報告

神奈川 石畑 晶彦

1 はじめに

二〇一四年に入り、安倍政権はより一層、憲法九条の改正等の動きを進め、戦争ができる国づくりを加速化している。

そこで、二〇一四年三月一四日、青年法律家協会弁学会同部会神奈川支部は、第一部として、憲法九条や憲法論を話す中でそもそも戦争とは何か、もう少し実態に踏み込んだ講演をしてもらうという目的の下、軍事ジャーナリストの前田哲男さんに講演していただき、第二部として、ジャーナリストの立場から最近の動向を踏まえた報告

をしてもらおうという観点から共同通信編集局編集委員石井暁さんをお呼びして、前田哲男さんと石井暁さんにパネルディスカッションをしていただくという構成で「連続講座『改憲問題を考える』第三弾安倍軍拡戦略と憲法九条の危機」を企画した。

2 前田哲男さん基調講演

(1) ピースボードの体験から感じたこと

前田さんの講演はピースボードの旅での自身の体験を踏まえた内容から始まった。ラバウルに行

って、一〇万人の兵士がただ生き延びるだけの戦いをしていたことを知ると、一体なんのための戦争かと感じた。戦没の日本兵士三〇万人中一四〇万人が餓死であり、前田さんは戦争の実態は戦死ではなく、餓死であることを述べていたのが印象的である。

三・一ビキニデーについての話は、以下のとおり、今後の福島状況を予測するような衝撃的な内容であった。

——一九七〇年のマーシャル諸島の島々を回ったが、ヤシなどしかなく、食糧といえるものはなく、日本兵士が配置されているところはまさに地獄である。さらに水爆実験により、旧ビキニ島は無人



の島となった。アメリカがビキニ環礁で行った実用型水爆の最初の実験で用いられたブラボーとのニックネームの爆弾が爆発して、周辺の海域に死の灰が降り注いだ。一九七〇年代、第五福竜丸の向こう側をみるという取材をしたが灰や放射線だけがある状態で今の福島を先取りしたような状態だった。六〇年たった今、旧ビキニ島には一人も帰っておらず、無人であり、人々は帰れないし、帰ろうともしない状態であり、六〇年後の福島を彷彿とさせる。

こういった前田さんの体験を聞くことはまさに戦争の実態を知るうえで重要であった。

(2) 対立と威嚇か、対話と協力か

ヨーロッパでは、戦争の教訓からEUという「不戦共同体」を作っており、なにかあれば自動的に戦争にエスカレートしていくものではない。前田さんはこのことを前提に日本の国に以下のように問題提起をした。

—— 私たち日本はなぜEUに学ぶことなく、日米安全保障条約による軍事同盟関係に一方的に傾斜して、他の周辺諸国との関係改善を顧みないのか、理解できない。EUではウインウインの関係（対話と協力）の共同体を作っているにもかかわらず、日本は、中国や韓国と、ゼロサム型（対立と威嚇）の関係しか作れていない。憲法があるのに

もかわらず、なぜこういう状況なのか疑問である。他国とのゼロサム型の関係は、今もそうだし、安倍政権のもと、より一層強くなるだろう。

前田さんのこの問題提起は、他国との関係は戦争のない平和な国を作るためにも重要な点である。日本はなんで対立と威嚇の関係しか作れないのか、私たちが考えるきっかけを与えてくれた。

(3) 安倍首相のいう積極的平和主義の正体

—— 安倍政権になってはつきりしたことは、中国に二十一カ条を押し付けた百年前に回帰しようとしていることである。ここで、安倍首相の積極的平和主義はどういう意味か考えなくてはならない。

安倍首相のいう積極的平和主義という言葉にだまされてはいけない。平和主義という言葉を使っているが、本来平和主義は、戦争に反対する、兵役を拒否することを意味する言葉である。集団的自衛権の行使をすめようとしている安倍さんのいう積極的平和主義は戦争拒否や、兵役拒否を意味するパシフィズムとは縁もゆかりもないものである。

これは、安倍首相の発言を「アクティブ・パシフィズム」と逐語訳したことに対し、パシフィズムの本来の意味から考えるとおかしいということを意味する発言であり、安倍政権のしていることが

いかに平和主義からかけ離れたものかを表現している。

(4) 現状にどのように対抗していくか

最後に前田さんは以下のように締めくくった。

——安倍政権はEUの各国と異なり、自衛隊を増やし、自衛隊の行動範囲を広げようとしており、その究極的な目標が改憲ということになる。そういった状況に危機感を持つとともに、それにどう立ち向かうか、国民のためにこういう方針であるべきだという具体策を提示しなくてはならない。

日本国憲法はE U型「共通の安全保障」や「人間の安全保障」を先取りしたものである。「積極的平和主義」は憲法を具体化する対抗構想によってこそ実現できる。E Uと同様、A U（アジア共同体）をつくれるはずだということを熱心に論じてほしい。特に法律家のみなさんが提案することが重要である。

私は、こういった前田さんの発言を聞いて、法律家が議論し、日本と他国との関係はどうあるべきなのか考えなくては、安倍政権の戦争ができる国づくりはますます加速することになる。自分らは、安倍政権の方針をただ批判することが多かったが、むしろ私たちの方から具体的な方針を提案する、積極的な取り組みが大切であると感じた。

3 パネルディスカッション

(1) はじめに

パネルディスカッションもとても充実したものとなり、共同通信の石井記者も加わり、前田さんの講演を踏まえた上で、深い議論がなされていた。私の印象に残ったテーマとして、石井さんの記事「別班」に関する議論をとりあげたい。

(2) 別班に関する議論

パネルディスカッションはコーディネーターの太田啓子先生から「石井さんの記事に書かれていた陸上幕僚監部運用支援・情報部別班とは何か」という質問からより深い議論になった。

石井さんは別班について過去も現在も政府、防衛省が存在すら認めていない秘密情報部隊のことであると説明した後、記事の説明として、「私が昨年書いたのは、実は冷戦の時から中国などで拠点を設けて『別班』が情報収集活動をしており、防衛大臣もそれを承知していないということ。まさにシビリアンコントロールを逸脱した大変重要な問題である」と述べた。

そして、続けざまに太田先生が「『別班』はなんのために存在していたのか」と質問すると、石井

さんは「はじめはアメリカが中国等で情報を手に入れるためには同じ東洋人である日本の情報部隊が必要であるといつて、アメリカの指示のもと情報収集活動を行う部隊として別班があった」としてその経緯を語った。

私は、「別班」という法的な根拠もない組織が昔から存在していたことに驚くとともに、私たちの知らないところで、シビリアンコントロールを全く無視した危険な組織があること、その存在を政府は認めていないこととても衝撃を受けた。

4 まとめ

安倍政権が日本を戦争ができる国にするための活動を進めているという方向性を再認識するとともに、それに対する認識を市民に伝えるこのような講演の重要性を感じた。

私自身も、「別班」の話など詳しく知らなかったことについて、本講演を通じて学習できたことはとても有意義であったと思う。

他方で、難解な議論も多く、市民の中には議論についていけない人もいたので、今後は市民にわかりやすい講演を考える努力も必要であると感じた。

座 談 会

今の時代にどうやって 憲法を伝えるか？

太田啓子弁護士のアプローチ

◇ まずは自己紹介から

折本 僕は、神奈川支部で、憲法平和部会の部長なんかをやらせていただいているので、今回は、神奈川支部ニュース・ホームページ委員会の中瀬さんと一緒に、同じ神奈川支部の会員で、憲法問題で、「憲法出前授業」の講師として積極的に活動されている太田啓子弁護士にお話をうかがいます。今日はよろしくお願いします。段取りはあまり決めずに、フランクに行きたいと思います。まず、太田さんが何者であるのか、自己紹介からお願いします

太田 私は五期なので、弁護士になって二年めですね。結婚をして子どもが二人います。

中瀬 おいくつですか？

太田 五歳と二歳の男の子です。今は、保育園に子どもたちの送り迎えをしなくちゃならないので、夜は基本的に仕事を入れられない状況です。

折本 子育て真っ最中というわけですね。

◇ 憲法出前授業を始めたきっかけ

折本 そんな中、現在、太田さんは憲法を守るために、憲法出前授業の講師となつて、積極的に活動されていることですが、そのきっかけは

どのようなことだったのですか？

太田 大きなきっかけは福島原発事故でした。事故後、地元の、放射性物質による汚染の影響を気にする「ママ友」との接点が増えたんです。ちょうど、下の子を妊娠していたので、二〇一一年の年末に上の子の尿を検査に出してみたところ、セシウムが検出されました。そういったことへの不安から、年明けの出産を機に、地元のネットワークに参加するようになったのですが、そこで同じような不安を持っているママ友との付き合いが一気に増えたわけです。

中瀬 では、最初は、憲法問題というより、原発、放射性物質による汚染や健康影響の問題から活動を始めたんですね。

太田 やはり、ママ達は、放射線被ばくによる健康影響に対する関心が高かったし、私も、子どもたちのことを考えると、健康への影響はどうなんだろうという不安が強かったので、当時は、そこに関心が集中していました。

中瀬 それが、憲法問題に広がって行ったのは何が転機だったんですか？

出席者

神奈川支部…太田 啓子
折本 和司 中瀬奈都子



右・太田啓子会員
左・折本和司会員

たんですか？

太田 呼んでももらえれば憲法のお話をしますよと周りの人に広めるようにしてみました。それで、最初は、一〇人位のママさんたちに話をしたんです。そしたら、じわじわと口コミで広まって、段々とお呼びがかかるようになったんです。

中瀬 なぜ、ママ友に声をかけたのですか？

中瀬 ちゃっかり、バンドの宣伝してませんか？
折本 いやいや(笑)

◇ 憲法出前授業の中身

中瀬 ところで、どんなところでお話をされているんですか？

太田 いろいろですね。たとえば、どこかの自宅っていうのもあるし、カフェなんかでお話をしたこともあります。

折本 さっき、最初は、キョトンとされたという話でしたが、反応はどうでしたか？

太田 やっぱ、私たち弁護士同士で議論すると、どうしても法律用語を使って難しくなるので、とにかく、分かりやすくということを考えました。基本的には、いかに憲法が身近であり、大切かを知ってもらうような工夫を心がけています。

中瀬 たとえば？

太田 そうですね。最初にクイズを交えたり、身近で比喩的な表現を使うとか、あとは、おしゃれなカフェとか、有機野菜ばかりのお店とか、出来るだけ、ママ目線でプラスアルファがあつて、気楽にやれるようなところでやるのかですね。

中瀬 クイズって、たとえばどんなのですか？

太田 たくさんはやらないんですが、たとえ

太田 二〇二二年の衆議院議員総選挙で、自民党が圧勝したのを見てですね。その前から自民党の改正憲法草案を見ていましたから、これは大変だ。次は改憲が来るという思いで、ママ友仲間になんか話をしたんです。

折本 反応はどうでしたか？

太田 キョトンとされました。それまでは原発の問題でしたし、特に子どもを抱える世代の人にとっては、身近でしょ。でも、憲法は、やっぱり身近じゃないから。

折本 確かに。憲法が身近じゃないという状況を変えないといけないんですよ。それでどうし

太田 たとえば、集会とか開いても、もともと護憲の意識の強い人たちがこられるじゃないですか。それはそれで大切だけど、子育てとか、食べ物との安全性とか、そういった身近なことには関心があるという人たちに、呼びかけて、根っこでつながるということも訴えることも大切だと思つたし、子育て真っ最中の私だからこそ、そういった役割を果たせるんじゃないかと思つたんです。

折本 僕らの「うた9」(注 青法協神奈川支部のメンバーで作る憲法バンド)も、同じ発想で、路上ライブで、道行く人に呼びかけようというこ

とで始めたんで、よくわかりますよ。

ば、「今の憲法だと、外国から日本が攻められても、武力で反撃できない。○か×か」みたいに、ちよつと考えてみてもらう感じですね。

中瀬 身近で比喩的な表現ってというのは？

太田 よく言うのは、憲法っていうのは、空気と同じだというような説明ですね。空気みたいに吸っている。目には見えないけど、いつもそばにいて、無くてはならない存在だというようなことです。また、勉強会だって、憲法があるから、集会の自由として保障されるから出来るんですけど、身近なことに引き付けるような説明をしたりすると、分かりやすいんです。

折本 なるほど、うまいですね。ただ、導入部はいいとして、主にどんなことをメインに話すんですか？

太田 とにかく、あまり難しくならないようにということと、最初に、今日は二つだけ覚えて帰ってくださいって、言うんです。

中瀬 それ、いいですね。堅い話を、あれこれたくさん説明されても、きつと残らないですよ。

折本 で、二つって何ですか？

太田 今だと、立憲主義と集団的自衛権ですね。

折本 なるほど。いいポイントだ。で、まず、立憲主義ですが、どう説明するんですか？

太田 立憲主義は、国民の国に対する注文、命令だという風にあります。やはり、自民党の改正



談笑する折本会員（左）と太田会員（右）

るなんて、しゃれにならないとしか言いようがないなあ。

太田 現行憲法では、憲法尊重義務が、政治家を含む公務員だけに課せられているのに、改正草案では、国民にも課せられるという仕組みになってますから、まさに発想が逆転しているわけです。端的に言えば、立憲主義の否定なんです。

草案は、発想が逆なので、そこをしっかりと分かってもらうことが大切だということですね。

中瀬 立憲主義が、国家権力を縛るためのものだって、理解していない人って、多いですよ。

太田 そうなんです。恐ろしいと思ったのは、磯崎陽輔って、総理大臣の補佐官なんですけど、立憲主義を知らない。「憲法の講義で聞いたことがない。いつからある学説なのか？」なんて言ってる。

中瀬 この議員、確か、自民党の憲法起草委員会の事務局長なんですよ。

折本 ほとんどギャグミたいんだけど、立憲主義も知らない人間が憲法改正草案の策定の中心にい

憲なんて、まさに、国家権力が何でも決めていいという発想だから出て来るんですよ。

太田 そう思います。

◇ 集団的自衛権がもたらす未来

折本 今、中国や韓国との関係があまりうまく行ってなくて、そういう緊張関係の高まりから、集団的自衛権を認めようというような考え方が、若い世代なんか増えているように思いますが、この辺りはどうですか？

太田 意図的に煽られている面がありますよね。それぞれの国が問題を抱えているのは、いつ

の時代にもあることだから、それを軍事力で解決しよう、あるいは軍事的圧力で解決しようという発想自体が、時代錯誤だと思います。相手を圧倒するような軍事力なんておよそ持ち得ないから、軍事力を増強すれば、周辺でも増強するという悪循環に陥るだけです。

折本 北風と太陽ですね。宮崎駿さんが言っていたけど、こんなにたくさん原発を抱えた日本が戦争なんかできっこないって。

太田 本場にそう思いますし、絶対にやっちゃいけない。でも、国は平気で詭弁を弄します。たとえば、集団的自衛権なんて、日中紛争の時に、アメリカを味方につけるためなんて言う人もいますが、日本の味方をするとは限らないわけです。また、よくイラク戦争の話をするんですが、あの時、『大量破壊兵器がある、危険だ』という、後に事実誤認（ないし虚偽）と判明した開戦理由にのっかって軍隊を派遣したイギリスは一七九人死んでるわけです。

中瀬 しかも、中東での信頼を失ってしまっているわけですね。

太田 そう。失うものについて考えようとしななんです。とにかく、武力で国を守ることよりもはや幻想で時代遅れではないか、だから火力によらない防衛を考えるべき時代に来ているんだと思うんです。「あんな良い人を攻めるなんてお

かしい」っていう感じで、周りを味方につけるといのが、これからの自衛権の行使だって。

中瀬 核兵器もそうですね。福島第一原発事故で、あれだけの被害が発生し、民意は圧倒的に脱原発なのに、安倍政権は、原発を「重要なベースロード電源」と位置づけている。

太田 そうだと思います。日本の政府が原発にこだわるのは、核兵器への転用を考えているからだということは、自民党の要人が、ずっと以前から認めていることですが、核兵器なんて、持ったって使えない兵器なんです。使えば、破壊だから。

折本 それでもって、お互いが持てば、またい

たちごっここの悪循環になる。

◆『VERY』での座談会のお話

中瀬 ところで『VERY』という女性誌の今年の三月号に、「お母さんこそ、改憲の前に知憲！今、改憲が実現したら、将来、戦地に行くのは誰？」というタイトルの座談会が掲載されましたね。あれは、どういうきっかけだったんですか？

太田 その前に、去年、憲法出前授業をやるママさん弁護士ということで、東京新聞で取り上げてもらったんですが、その記者さんに「『VERY』で憲法とりあげないかな」と話したら、偶然記者

さんが編集長とお知り合いでつないで下さったんです。

中瀬 『VERY』って、ファッション誌ですよね。なぜ、憲法に関する特集記事が組まれたんでしょうか？

太田 私もよくわかりませんが、ちょうど特定秘密保護法が審議されていた時期なので、今の政治状況に対する危機感があったのだと思います。もともと読み物ページは社会派な雑誌です。折本 座談会に参加したのは、こういった顔ぶれですか？

太田 専属モデルのクリス・ウェブ佳子さん、ジャーナリストの堀潤さん、社会学者の古市憲寿さん、タレントのパトリック・ハーランさん、そして私です。編集部の人に伺ったら、関心がありそうだと思って、声をかけた顔ぶれなんですって。

折本 何だか、バラエティーに富んでいますね。

太田 でも、皆さん、すごい発信力ありますよ。それと、載った記事よりも、実際には、もっと活発な議論があつて、すごく楽しかったですね。

◆内閣広報室から『VERY』への取材申し入れのお話

折本 その『VERY』の編集部に対して、内閣広報室が、「うちも取材してほしい」という申し入

れをして来たというニュースを見ましたが、あれは太田さんが出た特集のことですよ

太田 そうそう。

折本 このニュースを聞いて、僕は、正直言つて、すごく気色が悪かったんだけど、どんなことだったんですか？

太田 内閣広報室側から『VERY』の編集部、二月の段階で、突然、「うちも取材してほしい」という申し入れがあったそうです。その時点では、この三月号の特集は、まだ予告されてないので、まず、どうやって知ったんだらうってことになったそうです。

中瀬 どうやって知ったのか、結局分かったのですか？

太田 よくわからないのですが、おそらく、出演者の中に、座談会の後に、そのことをツイッターに書いていた方がおられたので、それを見たというんじゃないかという話でした。

中瀬 でも、そうだとすると、それ自体、気持ち悪いですね。国民の目と耳を塞いでおきながら、権力側は、国民の動向を逐一チェックしてるといふことになるわけですからね。

折本 結局、『VERY』の編集部は断ったんですよ。

太田 ええ。

折本 偉いなあ。でも、正直、こんなシリアス

なテーマをやるうとして、そんな風に監視されているとすると、すごいプレッシャーになるじゃないですか。前に、青法協神奈川支部で、護憲の集会を続けて開いていた時期に、自衛隊内部で、こういう集会に関する情報収集をしていたことが明るみに出て、われわれの集会もその対象になっていて驚いたことがあります。権力側が、護憲派の活動を税金を使ってチェックしているなんて噴飯ものですね。

太田 本当にそう思います。権力に監視されていると思うと、自由な言論をしにくくなりますからね。

◆ 憲法を伝え続ける大切さと そのアプローチ

折本 これから、どんな活動に取り組みたいと思っていますか？

太田 今みたいな感じで、身近なところから、可能な限り、発信して行きたいと思っています。

折本 手応えありますか？

太田 そうですね。広がっている手応えがあります。ママ友とのお話は、最後は文明論になるんです。日々の課題は違っていても、大きいところつつながっている。

中瀬 やはり、子どもを抱える女性のアンテナ

はすごいですね。福島原発事故被害救済訴訟の関係で、沖縄へよく行くのですが、沖縄には、小さいお子さんを抱えて避難したお母さんたちがたくさんいます。彼女たちは、原発問題だけに取り組んでいるのかというと、そうでない。米軍基地の前で座り込みまでしてるんです。

折本 僕はいつも思うんだけど、最後は、世界は女性のものです。

太田 それはどうかかわからないけど、お母さんの導火線は短いんです。

だから、そこから引火してほしいし、今は、地熱がじわじわ上がっている気がするんです。

折本 太田さんというと、特定秘密保護法が可決されそうな時に、僕がオバマ大統領とケネディ大使にメールを出そうなって言ったら、さっと横取りされて(笑)。

太田 とにかく、やれることは何でもやろうという気持ちでしたから。

折本 それが大事。僕らは頭でかちになり過ぎていく気がします。

太田 そう。憲法が守ろうとするのは、すべての人の個人の尊厳だから、その観点でみて、どっちが正しいか、直感でわかる部分もあると思います。

折本・中瀬 これからもネットワークを広げて、がんばってください。

福島原発被害者支援かながわ弁護団の活動報告

神奈川 黒澤 知弘

一 はじめに

二〇一二年三月二日の福島原発事故から三年を超え、いよいよ被害者は追い詰められている。

被害者は分断、孤立させられ、事故後の生活の苦難は時間を追うにつれて深まる一方である。桜の花を見る度、新入学の小学生を見る度、高齢の被害者たちは、自分たちだけが取り残された感覚を覚えている。

対して、福島原発事故、原発政策を巡る政府、経済界、メディアの事故収束キャンペーンは猛威を振るい、一般国民の中でも風化は加速する一方である。

全国の被害者、弁護団の有機的な連帯をさらに強める必要がある。

二 かながわ弁護団

二〇一二年一〇月一日に結成された「福島原発被害者支援かながわ弁護団」（以下「かながわ弁護団」という）は弁護士会との関係を密にしながら、神奈川県内での活動を中心にしてきたが、福島県内で避難生活を送る被害者に対する支援も行っており、活動範囲は拡大し続けている。

また、かながわ弁護団員は、青法協会員は勿論、幅広い人材が結集しており、一五〇名を超えている。

かながわ弁護団の取り組みは、個々の被害者の個別損害を、集団的に解決しようとする枠組みを取っており、個別の担当者は被害者との密接な関係を構築しながら救済にあたっている。

三 神奈川県内の被害者の状況

復興庁の発表によれば、神奈川県内には約三〇〇名の避難者が避難生活を送っているとされる。かながわでも、被害者の多くは、心身ともに疲弊しきっており、不眠やうつのために通院する方が少なくない。

「事故後、いつも腹の底に『黒いもの』があつて取れない」

ある被害者の言葉である。

避難先の地域、仕事、学校等に上手く入っていない、馴染めない、孤立してしまう等の話は多いが、避難生活というだけで押しつぶされそうなほど大きなストレスを抱えているのだから当然のことであろう。

四 集団提訴・審理のスタート

(1) かながわ弁護士団の方針としては、最終的には完全賠償をめざしているところであるが、原発被害者の多くは厳しい避難生活の中で経済的にも困窮しており、当面の生活に追われており、可能な限り迅速に賠償金を獲得することが求められてきた。

これまでの活動の中では、原発被害者が置かれた非常に厳しい避難生活の状況、経済的困窮状況に鑑み、当面の間、全損害のうちの一部について、原子力損害賠償紛争解決センターにおけるADR手続きにおいて可能な限りの「内払い」を獲得することに力点を置いてきた（これまでに約二〇〇件のADR申立を行い、和解を繰り返している）。

他方、全国の集団訴訟の動きと合わせて、かながわ弁護士団では二〇一三年九月二日に国及び東電を被告として、第一次提訴（二七世帯四名）、同二月二日に第二次提訴（六世帯二名）、二〇一四年三月一〇日に第三次提訴（一二世帯七名）を行った。

(2) 二〇一四年一月二九日に第一次提訴の第二回口頭弁論が開かれ、訴状、答弁書の陳述の後、原告本人三名と代理人三名の意見陳述を実施した。原告本人らの意見陳述では、三名の原告がそれぞれ

涙を堪えながら、人間の尊厳を奪う原発被害の実相を明らかにしていた。

原告団長の村田さんは、自身の体験、周囲の被害者の状況を明らかにした上で次のように結んだ。

「交通事故でも火災でも、銀行や会社の不正でも、誰が何をして、どれだけの被害が出たのかを調べ、責任が厳しく追及されます。国策として進めてきた原発がもたらした文字通り未曾有の災害が、三年の月日が経っても、被害の全体も、原因も、責任の所在も追及されず闇の中。これは一体、どういうことでしょう。これが法治国家の姿でしょうか。」

また、被害者の分断が生じている現状を嘆き、被害者の連帯を訴えるとともに、母子での区域外避難や高齢の避難者らが孤立している現状に危機感を抱いている原告団事務局長の坂本さんは次のように法廷で意見を述べた。

「アンケートも実施しました。そこで見えてきたものは、環境の変化に心が対応出来ず、うつ、引きこもり、体調を崩す人達の姿。

そんな中で人生を終えて行く高齢者の方々。甲状態に異常を抱える子どもを持つ母親の不安と、子どもを被ばくさせたことの後悔。僅かな賠償のみで、母子避難という二重生活の苦しみの中、将来の見通しも立たない、多くの区域外避難者の



姿。

第一次提訴時の会見の様子

それぞれの避難者の声を聞き、苦悩や被害の実

態を知るたび、苦しい子どもの気持ち、親の気持ちを想い——涙が溢れます。

私は、避難指示が出された区域からの避難であり、東電の基準によっても一定の賠償が認められています。同じように避難した区域外避難者の方には、僅かな賠償しか認められません。

私たち被害者は、この裁判で慰謝料を始めとする完全な賠償を求めています。これは避難指示の有無によることなく、平等に認められるべきだと思います。

法は国家権力を規制し、国民を守る為にあるはず。司法は国民の人権を守る最後の砦であるはず。

私は求めます。

国策により人災を引き起こした国、東電の責任を明確にし、国民に対し謝罪する事を。

放射能汚染による被害を受けた人々に対する平等な損害賠償を。

その先に、国民を、子どもたちを守る日本の姿があるはず。」

さらに、福島市から母子避難をしている母親が涙ながらに避難生活の実像を明らかにした。

(3) 第二回口頭弁論は同年三月二〇日であり、第一次提訴と第二次提訴とが併合され、準備書面一(各原告の被害概要)、準備書面二(国の求釈明に対する対応)、準備書面三(東電に対し、民法七

〇九条と原賠法との関係での主張)を提出し、第二次原告一名と原告代理人三名の意見陳述を実施した。

富岡町出身で、原発事故時に福島第二原発で作業をしていた原告は、原発事故は全く収束していないことを明らかにするとともに、自分たちが失った故郷というのは、富岡町という狭い地域ではなく、浜通ないしは福島県全域であり、そのうちの一部でも失われていけば、自分たちは故郷を失ったと考えざるを得ないのだという意見を述べた。

五 今後の予定

下記のとおり、今後の審理が予定されており、いよいよ国及び東電との戦いは激化していくこととなる。

- ・第三回口頭弁論 五月二八日(水)一四時
横浜地裁一〇一
- ・第四回口頭弁論 七月二六日(水)一四時
横浜地裁一〇一
- ・第五回口頭弁論 九月三日(水)二四時
横浜地裁一〇一

六 最後に

かながわ訴訟での請求内容は、ふるさと喪失・

生活破壊による慰謝料一人二〇〇万円、避難生活に伴う慰謝料一人月額三五万円、再取得価額による不動産賠償、その他損害となっており、それぞれの出身地域による差を許さず、すべての被害者に対する完全賠償を求めている。

他方、被害者集団としての原告団の結成、原告団の拡充を図っている途上であり、政策要求を行うことのできる体制を整えることが目下の課題である。

また、支援の会も結成され(福島原発かながわ訴訟を支援する会、略称「ふくかな」)、幅広く市民の関心と支援を集めている。

すでに先行して提訴を行っている福島原発被害弁護団や「生業を返せ、地域を返せ」福島原発事故被害弁護団等には追いつけていないが、全国の弁護団、被害者、支援の人々と協力しながら、原発被害者の完全賠償の獲得のためにたたかい抜きたいと考えている。

原発被害者が一人も泣き寝入りすることは許されてはならず、被害の実相、国と東電の法的責任を明確にした上で、断固として完全な賠償を獲得すべく猛烈にたたかい抜く覚悟が必要である。さあ、いよいよたたかいは佳境に入る。

最低賃金裁判の現状と課題

神奈川 田淵 大輔

1

神奈川県地域別最低賃金を一〇〇〇円以上に引き上げを求め、二〇一二年六月に提訴した最低賃金裁判は、間もなく丸三年を迎えようとしている。

この裁判を可能にしたものは、二〇〇七年の最低賃金法の改正である。同年の改正により、最低賃金法に九条三項が新設され、最低賃金の水準が生活保護の水準を下回ってはならないことが明確にされた。そして、国も、最低賃金の水準が生活保護の水準を下回る状態を「逆転現象」と呼び、その解消を目標として、毎年、最低賃金の引き上げを行ってきた。

ところが、最低賃金と生活保護とを比較するために国が用いている計算方法は、多くの問題点を抱えているのである。

2

最低賃金は時給で定められているため、生活保護と比較するに際し、一定の労働時間を掛ける必要がある。その際、国は、労働基準法上許容され得る最長の労働時間を用いているが、国が用いている労働時間は、国自身が行っている毎月勤労統計調査によって確認されている実際の労働時間より、一ヶ月あたりの労働時間として約三〇時間長いものとなっている。

また、働くことで収入を得ていれば公租公課の負担が発生するが、その負担割合について、国は、全国で最も金額が低い都道府県の最低賃金で計算

した負担割合を、全国すべての都道府県で用いている。さらに、働くことに不可避に伴う勤労必要経費については、まったく考慮されていない。

比較の対象である生活保護についても、生活扶助と住宅扶助について平均値を用い、生活保護の平均値を上回ったことをもって、最低賃金が生活保護を上回ったと称しているのである。

このような国の計算方法の問題点をすべて是正するならば、いまだ最低賃金と生活保護との乖離は五〇〇円以上に及ぶ。つまり、現在の最低賃金は、生活保護との間に五〇〇円以上に及ぶ乖離があるのに、それが無視されたまま決定されているのである。

3

計算方法の問題点について、国も、二〇〇八年の中央最低賃金審議会において計算方法を定めた際、労働者委員と使用者委員との間で意見の対立があったことを認めている。そして、労働者委員の意見は「労働者の生計費」を重視する立場からの意見、使用者委員の意見は「事業者の賃金支払能力」を重視する立場からの意見であったとしている。

ところが、最終的に、中央最低賃金審議会の公益委員は、使用者委員の意見を全面的に取り入れる形で、現在の計算方法を定めた。そのことについて、国は、最低賃金法の趣旨・目的に鑑みた判断であるとしているが、最低賃金法の趣旨・目的

に鑑みて判断するのであれば、「労働者の生計費」よりも「事業者の賃金支払能力」を重視するという結論は出てこないはずである。そして、「労働者の生計費」より「事業者の賃金支払能力」を重視したことについて、国からは、具体的な論拠は何も示されていないのである。

4 国は、二〇一三年に神奈川県地域別最低賃金を八六八円へと引き上げたことで、最低賃金の水準が生活保護の水準を下回る「逆転現象」は神奈川県では解消されたと公言している。

しかしながら、最低賃金の水準が生活保護の水準を下回る「逆転現象」が解消されたというからには、最低賃金で働いて生活する者の生活水準が、生活保護を受給して生活する者の生活水準を下回らない状態になっていなくてはならない。ところが、実際には、現在の神奈川県地域別最低賃金である八六八円の時給では、国の計算方法の前提となっている一ヶ月あたり一七三・八時間の労働を行っても、依然として生活保護の支給を受けられる状態にある。時給が一〇〇〇円、一二〇〇円であっても、その状況は変わらず、働いて勤労収入を得ている者が、生活保護を申請すれば生活保護の支給を受けられるのである。

このように、八六八円の時給はおろか、一〇〇〇円、一二〇〇円の時給であっても、働いて勤労収入を得る者の生活水準は、未だに生活保護の支

給を受けている者の生活水準を大きく下回っている。

それでも、国が「逆転現象」の解消を公言できるのは、国が用いている計算方法が、極めて不合理なものであるからに他ならないのである。

5 裁判では、三年を費やした主張の応酬によって、国の計算方法が欺瞞に満ちた、著しく不合理なものであることが明らかになりつつある。そして、裁判は、いよいよ立証の段階に入ろうとしている。

「事業者の賃金支払能力」を「労働者の生計費」よりも重視する我が国の姿勢は、国際的に見ても特異なものである。現に、二〇一三年には、国連の社会権規約委員会が、日本政府の定期報告書に対する総括所見の中で、最低賃金を決定する際に考慮する要素を見直すことを求めている。

そこで、立証では、各国の最低賃金制度について、最低賃金の水準の比較だけでなく、考慮される要素の点にまで踏み込んで、比較を行っていきたいと考えている。そのことにより、「労働者の生計費」より「事業者の賃金支払能力」を重視する現在の国の姿勢が、いかに不合理なものであるかを明確にするとともに、そのことが、我が国の最低賃金を、主要先進国の中で最低水準のものに止めていることを立証していきたい。

同時に、憲法二五条が生存権として保障する

「健康で文化的な最低限度の生活を営む」には、どの程度の生活費が最低でも必要なのかを明らかにし、あわせて、憲法二五条と二七条を統一的に解釈することで、勤労収入によって「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことは憲法上の権利であることを示していきたいとも考えている。

6 最低賃金裁判で原告になっている労働者は、いずれも神奈川県内で一〇〇〇円未満の時給で働いている労働者である。

原告らは、毎回、法廷で意見陳述を行っており、低すぎる最低賃金によって生じている損害を訴えている。原告らの訴えは、結婚することができない、子どもを持つことができない、子どもの養育や教育に必要なお金を回せない、病院に行くことができないと、内容は様々である。

しかし、原告らが訴える損害に共通しているのは、金銭で賠償を行っても、決して回復できない損害だということである。そして、原告らが訴える損害は、最低賃金裁判の原告らに特有の損害ではなく、低賃金での労働を余儀なくされている多くの労働者に共通した損害である。

最低賃金が低すぎることで、多くの労働者が、自分の人生の展望を切り開くことができないでいる。同時に、子どもの養育や教育に必要なお金を回せないことで、親の世代の貧困が次の世代へと引き継がれる貧困の再生産へとつながっている。

このような不条理を決して許してはならず、今こそ、最低賃金を可及的速やかに、大幅に引き上げさせなくてはならない。

7 最低賃金裁判は、現時点では、神奈川県で行われていない。

しかし、最低賃金の水準と生活保護の水準とを比較する現在の計算方法の不合理さが裁判所によって認められるならば、その影響は神奈川県に止

まらず、全国すべての都道府県に波及する。そうなれば、全国すべての都道府県において、最低賃金法九条三項に基づいて、最低賃金の大幅な引き上げが求められ、ひいては、労働者全体の賃金の水準にも、大きな影響を及ぼすことになる。

このように、最低賃金の水準と生活保護の水準とを比較する現在の計算方法が不合理であるとの判断を勝ち取るとは、全国に、極めて大きな衝

撃をもたらすものである。そして、労働者の賃金が低く抑え続けられている現在の閉塞状況に、大きな風穴を開けることにもなると信じている。

最低賃金裁判は極めて困難な裁判であるが、他方で、限らない可能性を秘めた裁判である。労働者を取り巻く状況は依然として厳しいが、この厳しい状況に風穴を開けることを夢見て、今後も、最低賃金裁判に取り組んでいきたい。

横浜に来たのなら……



神奈川
太田伊早子



こんにちは、神奈川県支部からは、横浜地裁に来

た方のために恒例のグルメ紹介をします！……

実はこの記事、一カ月も提出期限を遅れていま

てはりきつて紹介しますよ!!

そういえば、一つ注意。横浜の場合には地裁と家裁は同じ場所にあります。これをけっこう知らないで焦っている人を時々見かけます。知らないと泣きたい気持ちで家裁を探すことになるでし

「まずは中華街！」

ようが、ご安心を。徒歩五分程度の距離ですから何とか間に合うでしょう(笑)。

横浜地裁から徒歩五分程度のところに横浜中華街があります(家裁からも五分程度です)。ここで、中華街を楽しむポイントをお教えしましょう。

第1 お店に入る前に一人一個の肉まんは食べ過ぎ!

中華街に行くと、浮かれてしまい、これからお店に入るといふのに肉まんを買ってしまうということはありがちなミス。気持ちは理解できます。でも、一人で一個食べたなら、もうお腹いっぱいですよ。何人かで行くならみんなで一個で十分です。

第2 何人かで行くならメニューは

変えて！

何種類かランチメニューがある店なら、複数でいく場合、例えば三人だとしたら、一つは麻婆豆腐、一つはチンジャオロース、一つはエビチリ、というようにそれぞれ違うメニューを頼んでシェアすることを勧めます。凄じ量が来るので、だじじようぶ、足ります。

お作法の説明が済んだところで、今回、私が勧めするお店は、

①謝甜記式号店

中華粥のお店なのですが、とにかく、「中華粥とはこんなに美味しいのか」とびっくりするのではないかなと。午前八時三〇分から開店していますので、午前一〇時の期日に出てすぐ帰るという場合でも行くことができますよ。ちなみに、一人なら中碗で足りると思います。一緒にこれまた名物のから揚げも注文するのがあります。そうそう、海老粥セットは充実なラインナップなのでおすすめです。

②同發本館

この名物は何と言っても叉焼です。ランチで行くならミックスを注文するのがお勧めです（お店の人は「ミックス」と言えばわかります）。ミックスで注文すると皮の部分が赤いいわゆる叉焼と皮がパリパリしているものと二種類が食べられて

お得です。ここはあまりシェアするという感じではないので、それぞれが食べたいランチメニューを注文すると思います。

「野毛で飲むのもいいのでは」

横浜地裁の周辺にはたくさん店があるので、宿泊してしまうなら野毛をお勧めしちゃいます。野毛は横浜地裁のある関内駅の一駅隣の桜木町駅前にある地域です（徒歩でも行けるし、タクシーでも一メーターだと思います）。「横浜の下町野毛」「サラリーマンの味方 野毛」、いろいろな言い方がありますが、とにかく飲むには最高の町だと思ひます。安いし。特に、お洒落な元町エリア、馬車道エリア、みなとみらいエリアに気後れしてしまう方にもつてこひです。……まあ、女性一人は向かないかもしれませんが（笑）。

どの店がお勧めというより、直観で選んでしまつていいと思ひます。ちなみに、最近、横浜法律事務所では、若手が野毛で飲むときは「纏（まとい）寿司」に行つていますよー。

「せっかく神奈川に来たならば」

横浜地裁の周辺では全然ありませんが（それどころか電車にも乗らないといけませんけど）、神

奈川名物として、「ニョータンタンメン本舗」のタンタンメンをご紹介します。これは普通のタンタンメンとは全然違ひます！とにかくニンニクたっぷりの澄んだスープに溶き卵とひき肉と唐辛子、そして刻んだニンニクがたっぷり投入されたものです。麵は太麵ですね。神奈川県内に店舗はいくつかあるのですが、お店ごとに個性があります。

私はこれを初めて食べたとき、あまりの強烈なニンニクに体調を崩してしまひ、「もうこれを食べることはなひ」と思つていました。でも、なんだろう、妙に中毒性があつて、急に猛烈に食べたくなります。関内で、ラーメン二郎を食べるのもいいかもしれないですが、一回はニョータンタンメン本舗。

最後に

一番おすすめなのは、神奈川に来るとき神奈川支部の会員に「どこがお勧めか」聞くことです！裁判所周辺でもおいしいお店がたくさんあることは、実は神奈川支部の会員はちよつぱり自慢に思つてることなので、聞かれると、みんなうれしくなつてたくさん紹介してくれると思ひますよ。

覚せい剤密輸事件・最高裁決定

裁判員裁判における無罪判決を覆した 不当な高裁判決を維持

大阪 小林 徹也

事案概要—共犯者の証言の信用性が唯一の争点となる

本件は、実行犯である運び屋が、平成二年七月二日、関西空港において、約四キロの覚せい剤をトルコから持ち込もうとしたところを税関に見つかり、逮捕されたことに端を発する。

実行犯である運び屋、運び屋に電話で具体的な指示をしていたA、及びAに運び屋を紹介した二名の共犯者、という共犯者四名の間において、覚せい剤密輸の共謀がなされていたことに争いはない。

そのうえで、Aは、「自分が運び屋に出していた指示は、すべてイラン人である被告人からの指示に従って行っていた。密輸元はイランであり、イランからトルコを経由して密輸した。イランと連絡をとって具体的な指示をAにしていたのは被告人である」と主張したのである。このAの証言以外に、本件犯行と被告人を結びつける証拠はないことから、Aの証言の信用性が唯一の争点となった。

そして、裁判員裁判である一番は、このAの証言に信用性はないとして無罪とした（大阪地裁平成三年一月二八日）。

平成二四年三月二日の控訴審判決（破棄差戻）の構造とその問題点

—検察官の主張を鵜呑みにするどころか根拠もないまま補充

一審（三三、〇〇〇字弱）以上に膨大な控訴審判決は（五三、〇〇〇字弱）、ほぼ検察官の控訴趣意書に沿ったものであるのみならず、主張・立証もないままそれを補うといった大変不当なものであった。他方で、弁護人が指摘した多くの矛盾についてはほとんど無視されていた。そのうえで、共犯者Aの証言は信用性が高いので被告人は有罪である、と結論付けたのである。形式的には、破棄差し戻しであるが、その実質は自判である。

控訴審判決をなぞっただけの最高裁決定

弁護人は、この高裁判決に対し、当然上告した。そして、控訴審判決から二年以上経過した平成二六年三月一〇日、最高裁第一小法廷は、上告棄却の決定を行った。

形式的な理由は、弁護人の主張は単なる法令違反・事実誤認であり、刑法法四〇五条の上告理由に当たらない、というものであった。

そのうえで、「所論に鑑み、職権で判断する」として、補足意見も含めて一〇頁にも及ぶ長文となっている(約七〇〇〇字)。

ところが、その内容は、控訴審判決(ほぼ検察官主張と同様である)を形式的になぞるのみであり、弁護人が指摘・主張した多くの問題点や矛盾点は悉く無視されている。

この点、検察官がその主張の根拠とし、一審・控訴審判決においてもその判断の前提とされたのが、「いつ、誰が、誰に対して架電をしたか」を記録した膨大な(約七〇〇〇件)の通話記録であった。

弁護人としては、Aの証言の信用性を弾劾するために、この通話記録と、共犯者Aの供述の矛盾を緻密に検討したうえで、これを公判の場において、裁判員に分かりやすく説明した。

そして、指摘された多くの矛盾点について、Aが合理的な回答を全く出来なかったことから、一審判決は、Aの証言の信用性を否定し、被告人を無罪としたのである。

ところが最高裁決定は、一審判決について「その指摘する問題点を見ても、その多くはA供述と通話記録の整合性を細部について必要以上に要求したというべき内容」であり、「少なくともA供述の信用性を直ちに否定するような問題点とは言えないことは明らか」としたのである。

そして、むしろ「通話記録は、A供述とよく整合するものといえる」と結論付けた。

裁判員裁判である一審が指摘した多くの問題点は、このようにわずか数行で片付けられた。

さらに不当な横田尤孝裁判長の補足意見——一審の訴訟指揮に介入

さらに、検察官出身の横田尤孝裁判長は、約二四〇〇字もの補足意見を述べているが、そのほとんどが一審の審理方法自体に関するものである。

補足意見は、一審が誤ったのは、「公判審理において、A供述の信用性の判断に当たり重要とは思われない事項をめぐって長時間にわたり主張・立証が行われるなどして、審理全体が分かりづらいものになってしまったことにあるといえ、さらに、そのような公判審理が行われたことのいわば根源的な要因は、公判前整理手続における争点整理及び審理計画の策定が不適切であったことにある」とした。

そのうえで、尋問時間が長すぎ、「裁判員に対して必要以上の負担を強いる結果となりはしなかったであろうか」とした。

特に、「検察官の訴訟活動には問題があったといわざるを得ない」とあえて、個別の検察官の訴訟活動について批判しているのである。

加えて、一審の判決書が四三頁にも及んだことについて、「裁判員が一読して直ちに理解できたであろうかとの感を抱かざるを得ない」としたのである。

あたかも、研修所の教官が、修習生の模擬裁判を批判しているかのような言い回しである。

つまり、適切な訴訟指揮をしていればもっと早く被告人有罪の結論が出たのに、下手な訴訟運営にかき回されたから間違つて無罪にしてしまった、と言わんばかりである。

検察官と職業裁判官の「反撃」が始まったのではないか

裁判所内において、おそらくは、裁判員裁判制度を推進しその判断を尊重しようとする「派閥」と、市民の司法参加に懐疑的な職業裁判官や検察官を中心とした「派閥」がせめぎあっているのではないか。

そして、ともすれば感情的になりすぎる量刑や、これまでの、検察官主張をそのまま受け入れてきた事実認定からすればあまりにも「無罪推定」を重視する裁判員の判断に、後者の「派閥」による巻き返しが強くなってきたのではないだろうか。

横田裁判長の補足意見は、裁判員裁判は、あく

新刊 旧刊

徹 底的な反戦・反軍平和主義を採用した日本国憲法の施行から六七七年が経過した現在、安倍内閣は、「集団的自衛権」に関する政府

見解を閣議決定によって覆し、実質的・なし崩しの憲法改定に踏み込むようとしている。また、日本国憲法自体の改定も視野に入れている。自民党の憲法改正草案では、現行憲法第九条第二項「戦力の不保持」条項が改悪されてしまっている（外にも改悪点が多く存在するが）。こんなとき、われわれは、原点に返り、過去か

ら学ぶ必要がある。そもそも日本国憲法が、徹底的な反戦・反軍平和主義を採用したのはなぜか、と。それは、同憲法の前文に、「日本国民は、……政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」とあるように、大日本帝国時の日本において、旧軍の暴走的な戦争

書評「法廷で裁かれる日本の戦争責任」 「自虐」？「反日」？否、「自省」であり、「自戒」だ。

東京 柿沼 真利



まで裁判所の手のひらの中に乗っているべきもので、そこからこぼれるような存在は許さない、という強い決意が伺われる。

今後について——地裁から裁判員裁判のやり直し

なお、高裁判決は破棄差し戻しであったので、

本最高裁決定により、本件は、大阪地裁に差し戻され、再度裁判員裁判に付されることになった。このような例は極めて少なく、これまでの証拠や主張、あるいは控訴審判決や最高裁決定がどのように扱われるのか、未知の部分が多い。四月二八日現在、当職が国選弁護人として選任されており、現在複数選任の申し立てを検討中である。



により、自国民・他国民を含み、多くの人々が被害を受けたことに對し、深い反省に立つからである。

本

書は、その冒頭、「二〇一五年には、敗戦七〇年の節目を迎えることになります。本書の編集・出版は、アジア太平洋戦争を開始した加害者としての日本(国)と戦争の惨禍を受けた国内外の一般民間戦争被害者及び被害国とが、加害と被害の実相を明らかにすることによって、ゆるぎない和解を成立させて、日本国憲法前文が定めている『恒久平和』を実現することに役立てることを目的としています。」と述べている。

そして、本文中では、「従軍慰安婦」、「強制連行」、「旧日本軍による住民虐殺、空爆、細菌・遺棄兵器」、「韓国人・朝鮮人B級戦犯者」、「日本人の戦争被害」など、大日本帝国時の日本の戦争による被害に関連するさまざまな問題で、訴訟になった事例五〇件について、訴訟担当弁護士などが、その被害事実や結論について客観的に記述している。

少

々脱線すると、私個人としては、「日本人の戦争被害」である、「東京大空襲訴訟」の弁護団に参加、活動していたので、これに対する思い入れが強い。私は、同訴訟において、ある原

告の方の尋問を担当させていただいたが、その方は、一九四五年三月一〇日の空襲時一七歳で、空襲により、自宅を焼かれ(というより、住んでいた町それ自体がほとんど焼かれてしまった)、母親、姉、二人の妹、弟と、五人ものご家族を失い、自身も利き手である右手に重傷を負い(右手で筆記具を使用することすら著しく困難になってしまった)、戦後大変な苦労を強いられてきた方だった。また、同訴訟の中で、戦争被害について、「国の存亡にかかわる非常事態のもとでは、国民のひとしく受忍しなければならなかったところであって、これに対する補償は憲法の全く予想しないところというべきである」という、いわゆる「戦争被害受忍論」なる無責任極まる理屈と対峙し、その克服のために努力した。

本書を通じ、大日本帝国時のアジア太平洋戦争によつてどのような被害が発生し、それが司法の場において、どのように裁かれたのかを知ることができ、日本国憲法の原点を知ることができよう。特に近時、「従軍慰安婦」問題について多様な議論がなされているが、本書を通じて学習することも良いであろう。

こ

の点、一九九〇年代中盤頃(一九九五年の「戦後五〇周年」くらいの頃からか)から、このような大日本帝国時の日本の戦争について、

加害者としての側面を取り上げようとすると、これを「自虐的」「反日的」などとして、押さえ込もうとする動きが強くなった。そして、教科書問題を通じて、「自国の誇りを取り戻す」ことをお題目に掲げる歴史教育を推奨する動きも活発化した。

しかし、私は、そのような自国の戦争の歴史について、批判的な視点から検証することを、「自虐的」「反日的」などと捕らえてしまう姿勢・態度に、強い不信感を持つ。むしろ、自分の国のことだからこそ、その暴走によつて多くの悲劇を繰り返すことをしないように、「自省的」「自戒的」にその検証を行うことが必要なのだと思う。「自国の誇り」というものも、自国の加害の歴史「をも」冷静に見つめ直し、二度とそれを繰り返さないとすることから導かれるべきである。決して、「見たくないものから目を背けてしまふ」という姿勢・態度からは、健全な「自国の誇り」などは生まれず、単なる「幼稚で身勝手な自己偏愛」に陥ってしまうおそれがあると思うのである。

『法廷で裁かれる日本の戦争責任』

—日本とアジア・和解と恒久平和のために—

瑞慶山 茂 責任編集

宇都宮軍縮研究室 編集協力

A5判 六二四頁 六〇〇〇円＋税

高文研刊

冤罪被害当事者、支援者・団体による 法制審特別部会への共同要請行動

法律家3団体も共同参加

司法問題対策委員会 立松 彰

1

法制審「新時代の刑事司法制度特別部会」が冤罪被害とその主要な原因である糾問的取調べに目を向けることなく、可視化の骨抜きと捜査権限の拡大強化に向かう中、静岡地裁は三月二十七日、袴田巖氏に対し、再審を開始し、死刑及び拘留の執行を停止する決定をし、袴田氏は四八年ぶりに釈放された。

この再審開始決定をうけ、昨年二月開催の日民協司研集会「徹底批判『新時代の刑事司法制



法務省に向かう袴田ひで子氏ら

度」に關与した「なくせ冤罪! 市民評議会」の

メンバーや日民協、自由法曹団、当部会の担当者らが急遽集合した。そして、法制審特別部会に対し冤罪被害当事者らによる三度目の共同要請行動を行うこと、この要請行動に法律家三団体も参加することを決定した。

2

こうして、四月三日、法制審特別部会への共同要請が行われた。当日の参加者・団体は次のとおりであり、参加者は三〇名近くにのぼった(うち弁護士は一名)。

袴田ひで子氏(袴田事件)

秋山賢三弁護士(袴田弁護団)

櫻井昌司氏(布川事件)

菅家利和氏(足利事件)

柳原 浩氏(氷見事件)

なくせ冤罪! 市民評議会

布川事件国賠を支援する会

袴田巖氏救援各会

三鷹事件再審弁護団・支援する会

日本国民救援会

自由法曹団

日本民主法律家協会

青年法律家協会弁護士学者合同部会

3

この共同要請は、法務省一階の一室で、各団体の要請書等を提出するとともに冤罪被害者の方たちが自己の体験をもとに全面可視化に後向きな特別部会の議論と官僚作成の事務局案を厳しく糾弾した。法律家三団体からは、米倉洋子弁護士が代表して要請を行った。

対応したのは二名の事務方で、一名はひたすらメモをとり、もう一名の「法務省刑事局刑事法制管理官」の肩書きをもつ法務専門官が専ら苦言の聞き役に徹していた。市民評議会名義の要請書は末尾を次のように結んでいる。

「可視化や証拠開示を形骸化させ、捜査権力の肥大化を生むような『改革』では『中世』と呼ばれる日本の司法制度をさらに一〇〇年遅らせることになります。いま一度立ち止まり、相次いだ冤罪を機に設立された特別部会の本来の役割に立ち返ることを、強く要望します。」

法務省を後にして、司法記者クラブで記者会見を行い、次いで弁護士会館来賓室にて村越日弁連会長（神副会長ら同席）と面談し、要請行動の報告と日弁連への要請を行った。坂井興一弁護士、秋山賢三弁護士からは辛口の注文がなされた。

4

こうした中で問われるのが、日弁連の対応である。いま、ある噂が弁護士会内に広まっている。日弁連執行部が法務省と水面下で

手打ちをしたという噂である。すなわち、部分的かつ制限的な可視化であつても「法制化」されること自体が大きな「成果」であるから、これを獲得するためには、抱き合わせて提案されている盗聴法の拡大をはじめとする捜査権限の拡大強化方策を容認し、法務省の進める「新時代の刑事司法制度」立法に反対しない、特別部会の最終取りまとめ案に日弁連委員は反対しない、特別部会で全面

可視化を唱える周防委員や村木委員らは日弁連が「説得」する、というのである。この噂が、仮に事実であるとなると、それは冤罪被害者の方々に対する重大な背信行為に他ならない。日弁連執行部は、このような噂を払拭するに足る運動提起をすべきであり、それが袴田再審開始決定の教訓を生かす唯一の道である。

要 請 書

法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」御中

2014年4月22日 「なくせ冤罪！市民評議会」

私たちは、さまざまな冤罪事件の支援にたずさわってきた市民によって、昨年6月に結成された運動団体です。これまでの支援活動の経験から、すべての冤罪の背景には、共通する司法制度の欠陥が存在すると認識しています。

それは従来から多く指摘されてきたような、人質司法（国際的に見ても例外的な長期勾留）、代用監獄、自白偏重の取調べ、証拠開示制度の不備等々があります。

私たちはこれまで袴田事件、布川事件、足利事件などの冤罪被害当事者や、日本国民救援会などの市民組織とともに、2度（2013年7月31日、2014年2月24日）にわたり、貴特別部会に対して要請を行ってきました。それは、貴部会が、「取調べと供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方を見直す」として、上記のような司法制度のゆがみを是正し、冤罪を生まない「新時代の刑事司法制度」を目指すものと考え、期待を寄せたからにはほかなりません。

しかし、3年近くに及ぶ論議が取りまとめ段階に入ろうとしている今、その内容や方向性について、大きな疑問を感じざるを得ないことを、これまで重ねて表明してきました。

それは第一に、取調べの可視化、全面証拠開示など、冤罪を防ぐために必至の改革が、すべて骨抜きにされようとしていること。

第二に、当初の目的とは逆に、検察・警察など捜査機関の利便と権力の強化にのみ資する制度（刑事免責・減免、盗聴法の適用範囲拡大や会話傍受、被告人の証人化等）が紛れ込んできた、という2つの側面から指摘することができます。

そうした中、さる3月27日、袴田事件で静岡地裁（村山浩昭裁判長）が画期的な再審開始決定を行いました。捜査当局による証拠ねつ造を明確に認定し、無実の人のこれ以上の拘置を「耐え難いほどの正義に反する状況」と喝破した決定は、日本の司法制度を震撼させるほどの真実を、勇気をもって表明したものです。西嶋勝彦袴田弁護団長がいみじくも指摘したように、村山決定には「日本の司法に正義を取り戻そうという、明確な意志とメッセージ」がこめられています。

特別部会にとっても、この袴田再審決定の意味を問い返すことは、本来の目的に立ち戻る好機と言えます。

本日も、前回、前々回に続き、袴田ひで子さんをはじめとする冤罪被害当事者が、要請に訪れています。袴田再審決定が出た今こそ、こうした冤罪被害者自身の声を直接聞くことなくして、真の司法改革があり得るのか、という問いを再び委員各位に投げかけたいと思います。

そして、市民団体だけでなく、法律家団体も行動をともにしていること、これほど広範な人たちが、冤罪の生み出す苦しみと心を痛め、気持ちを一つにして司法改革を願っていることに留意いただきたいと思います。

可視化や証拠開示を形骸化させ、捜査権力の肥大化を生むような「改革」では、「中世」と呼ばれる日本の司法制度をさらに100年遅らせることになります。いま一度立ち止まり、相次いだ冤罪を機に設立された特別部会の本来の役割に立ち返ることを、強く要望します。

なくせ冤罪！市民評議会 <http://www.snow.jca.apc.org>

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-26-12 高田馬場ビル505号室（櫻井司法研究所内）

TEL:080-6550-4669 FAX:03-6278-9798

青年法律家協会弁護士学者合同部会◎要請書

二〇一四年四月二日、法制審特別部会に対して、冤罪被害当事者、支援者・団体とともに、法律家二団体（自由法曹団・日本民主法律家協会・当部会）で要請を行った。

要 請 書

法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」御中

二〇一一年七月に発足した法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」（以下「特別部会」）は、その後三年あまりの討議を経て、現在、改正法案のたたき台となる答申のとりまとめ段階にあるとされている。

特別部会は、検察官による証拠ねつ造が発覚した厚労省事件や、足利事件、布川事件、氷見事件、志布志事件など数多くの冤罪事件への反省から、これから冤罪事件に共通する問題点、すなわち、密室における取調官の自白採取に過度に依存してきた捜査方法を改め、被害者段階の取調べ状況の録音・録画制度、いわゆる捜査段階の可視化をはじめとした新たな制度を導入することによって、新たな冤罪を生み出さないことこそ、その存在意義があったはずである。

ところが、二〇一三年一月二九日に特別部会が発表

した中間報告「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」（以下「基本構想」という。）の内容、さらには、その後の特別部会及び特別部会の下に設置された作業分科会の議論状況を見る限り、特別部会において、新たな冤罪を生み出さないという制度改革の目的に沿った議論がなされているとは到底言い難い。

取調べ過程の可視化については、可視化の対象を全刑事事件の約二パーセントに過ぎない裁判員裁判事件に限定する案に改革案が絞られ、さらに大幅な例外や捜査機関に裁量を認める案などが提示され、可視化制度の意義自体が骨抜きにされようとしている。

また、捜査機関による手持ち証拠開示の全面開示についても、リスト開示が議論にのぼっているだけでほとんど手が付けられず、冤罪の温床である「人質司法」についても、実効的な改善案は出されていない。

代わって、制定当時より違憲であるとの批判が強い盗聴法（通信傍受法）の対象拡大や、さらに人権侵害の危険性が高い会話傍受の新設、被告人の証人化や司法取引の制度化など、むしろ、捜査機関側の権力肥大に重点が置かれる制度改革が進められようとしている。

このような議論の方向性は、新たな冤罪を生み出さない刑事司法改革の根底を揺るがし、極めて憂慮すべき状況にある、と言わざるを得ない。

このような中、本年三月二七日静岡地方裁判所刑事第一部は、袴田巖氏の第二次再審請求事件について、再審開始、刑の執行停止のほか、拘留を取り消す旨の決定をした（以下「袴田決定」という。）。

袴田決定は、捜査機関によって自白を得るためになされた長期間の取調べの最中に、重大な証拠がねつ造された疑いがあることを指摘し、冤罪によって四五年以上にわたり死刑執行と隣り合わせに拘留されていた袴田氏の身柄をこれ以上拘束することは、「刑事司法の理念からは到底耐え難い」とまで言い切った。

今回の袴田決定は、袴田氏を有罪とした確定判決でさえ言及せざるを得なかった袴田氏に対する捜査機関の強引な取調べを糾弾するとともに、長期間の身柄拘束下における自白採取のための取調べがいかに危

会員の
みなさまへ

青法協メーリングリスト への登録を呼びかけます

青法協ネットは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp) まで、アドレスをお送り下さい。

陰であるかについて、あらためて警鐘を鳴らしたものである。また、袴田決定が確定有罪判決を覆すに至ったのは、これまで捜査機関が隠匿してきた袴田氏に有利な新証拠が、再審段階になってやっと開示されたからにはかならない。

このような決定が出され、日本中の人びとが、冤罪を生み出してきたこれまでの刑事司法の問題性、危険性を再認識している今日、特別部会がこれまでと同じように取調べの全過程可視化の制限や証拠の全面開示を否定する方向で議論を進めることなど、到底許されるものではない。

特別部会においては、今般の袴田決定を契機として、冤罪がいかに人権を侵害するののかについて再度認識を改め、新たな冤罪を生み出さない刑事司法の構築という目的意識に戻って、全事件における取調べの全過程可視化、捜査機関の持ち証の全面開示を徹底して追求し、通信傍受法の拡大や会話傍受の新設、被告人の証人化や司法取引など、捜査権力に強大な権限を与える方向で議論を進めることのないよう、強く求める次第である。

以上

二〇一四年四月二三日

日本民主法律家協会
青年法律家協会弁護士学者合同部会
自由法曹団

編集後記

▼今回の神奈川特集では、憲法問題を中心に、神奈川支部の会員が取り組んでいる問題についてお届けしましたが、いかがでしょうか

▼今、安倍政権は、特定密保護法の強行採決、解釈改憲による集団的自衛権の容認、武器輸出の解禁などと攻勢を強めています。このような情勢下で、神奈川の会員も、既存の民主団体との協同にとどまらず、新しい層への訴えかけに取り組んでいます。▼こうした、まさに草の根の運動から、大きなムーブメントへつながれるように引き続き取り組んで参りたいと考えております。

(神奈川・中瀬奈都子)

第45回定時総会のお知らせ

2014年 6月28日(土)～29日(日) 秋田

2014年度日程のご案内

秋田総会で2014年度の日程を決定します。
手帳にご記入ください。

【常任委員会】

*第2回 2014年 9月12日(金)～13日(土)

※3月号に誤記がありましたので訂正いたします。

*第3回 2014年12月 5日(金)～ 6日(土)

*第4回 2015年 3月 6日(金)～ 7日(土)

【総会】

2015年 6月27日(土)～28日(日)